

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の5第1項

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 平成22年11月11日

【会社名】 愛知時計電機株式会社

【英訳名】 Aichi Tokei Denki Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 鈴木 登

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 名古屋市熱田区千年一丁目2番70号

【縦覧に供する場所】 愛知時計電機株式会社 東京支店
(東京都新宿区高田馬場二丁目14番2号 新陽ビル内)
愛知時計電機株式会社 大阪支店
(大阪市淀川区三津屋北二丁目22番5号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

平成21年6月26日に提出いたしました第86期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）内部統制報告書の記載事項に誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき、内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

3 評価結果に関する事項

3【訂正箇所】

訂正箇所は_を付して表示しております。

3【評価結果に関する事項】

（訂正前）

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

（訂正後）

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、重要な欠陥に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

当社札幌支店の計装分野において、過年度から架空売上及び架空仕入の計上、並びにこれらを組み合わせた循環取引などの不適切な会計処理が行なわれていたことが明らかになりました。当該不適切な会計処理は、同支店の計装分野の責任者の独断で行なわれ、注文書等の証憑を偽装するなどの隠蔽工作が行なわれていたことも明らかになりました。

これに伴い当社は、当該不適切な会計処理の決算への影響額を調査し、過年度の決算を訂正するとともに、平成18年3月期から平成23年3月期第1四半期までの有価証券報告書、半期報告書及び四半期報告書について訂正報告書を提出いたしました。

当該不適切な会計処理が実行され発見が遅れた原因は、計装分野の販売・拠点購買プロセスにおける承認手続、職務分離及びモニタリングに不備があったことによるものと認識しております。

なお、上記事実は当事業年度末日後に発覚したため、当該不備を当事業年度末日までに是正することができませんでした。

当社は財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を認識しており、社内及び社外調査委員会の提言を踏まえて再発防止策を講じてまいります。

<主な再発防止策>

(1) 計装分野の業務管理体制に関する改善策

部門責任者に対する牽制機能の強化

内部牽制の有効な業務フローへの見直し（売上と仕入の分割）

公共SS営業本部によるモニタリング機能充実

(2) 本社管理体制の改善策

定期的ローテーションの実施

営業事務・会計事務等業務ルールの再教育

内部監査機能の強化・拡充

債権監視チームの機能拡大